
EOO 1. 輸出動物検査申請事項登録

業務コード	業務名
EOA	輸出動物検査申請事項登録

1. 業務概要

システムにより行う「輸出動物検査申請」業務に先立ち、輸出動物検査申請の情報を登録する業務である。登録した輸出動物検査申請事項は任意に訂正することができる。

2. 入力者

全利用者（税関、厚生労働省（食品）、動物検疫所、植物防疫所、厚生局等、輸出証明書等発給機関は除く）

3. 制限事項

なし。

4. 入力条件

(1) 入力者チェック

システムに登録されている利用者であること。

(2) 入力項目チェック

(A) 単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

(B) 項目関連チェック

(a) 動物種コード、申請先動物検疫所コード

動物種コードに「馬・偶蹄類」のコードが入力されている場合は、申請先動物検疫所コードに、動物検疫所本所のコードが入力されていること。

(b) 頭（羽・群）数（雄）、頭（羽・群）数（雌）、頭（羽・群）数（去勢）頭（羽・群）数（無鑑別不明）

いずれか一つ以上に入力があること。

(c) 年齢（最小）、年齢（最大）

①いずれか一方に入力がある場合は、他方にも入力があること。

②年齢（最小） ≤ 年齢（最大）であること。

(d) 年齢（最小）、年齢（最大）、年齢単位

①年齢に入力がある場合は、年齢単位に入力があること。

②年齢に入力がない場合は、年齢単位に入力がないこと。

(e) 動物種コード、搭載予定年、搭載予定月、搭載予定時期

動物種コードに「馬・偶蹄類」以外のコードが入力されている場合は、搭載予定年、搭載予定月、搭載予定時期に入力がないこと。

(f) 搭載予定年月日、搭載予定年、搭載予定月、搭載予定時期

①搭載予定年月日に入力がある場合は、搭載予定年、搭載予定月、搭載予定時期に入力がないこと。

②搭載予定年、搭載予定月、搭載予定時期に入力がある場合は、搭載予定年月日に入力がないこと。

(g) 動物種コード、検査希望年、検査希望月、検査希望時期

動物種コードに「馬・偶蹄類」以外のコードが入力されている場合は、検査希望年、検査希望月、検査希望時期に入力がないこと。

(h) 検査希望年月日（自）、検査希望年月日（至）、検査希望年、検査希望月、検査希望時期

①検査希望年月日（自）、検査希望年月日（至）に入力がある場合は、検査希望年、検査希望月、検査希望時期に入力がないこと。

②検査希望年、検査希望月、検査希望時期に入力がある場合は、検査希望年月日（自）、検査希望年月日（至）に入力がないこと。

- (i) 搭載予定年月日、検査希望年月日
検査希望年月日 ≤ 搭載予定年月日 であること。
※年月旬に入力がある場合は、上旬 (=E) は5日、中旬 (=M) は15日、下旬 (=L) は25日に変換する。
- (3) システム状態チェック
本業務を行う場合は、動物検疫関連業務が手続き可能な状態であること。
- (4) DB関連チェック
 - (A) 利用者
 - ①「ユーザ情報DB」に登録されている利用者であること。
 - ②全利用者（税関、厚生労働省（食品）、動物検疫所、植物防疫所、厚生局等、輸出証明書等発給機関は除く）であること。
 - ③訂正の場合は、本業務で登録を行った利用者と同じであること。
 - (B) 申請番号（申請事項の訂正の場合）
 - ①「輸出動物検査申請DB」に登録されていること。
 - ②申請されていないこと。
 - ③無効でないこと。
 - ④取り止めされていないこと。
 - (C) 申請先動物検疫所コード
「動物検疫所DB」に登録されていること。
 - (D) 動物種コード
「動物種類DB」に登録されていること。
 - (E) 品種コード
「動物品種DB」に登録されていること。
 - (F) 用途コード
「動物用途DB」に登録されていること。
 - (G) 動物種コード、用途コード
「動物種類／用途関連DB」に登録されていること。
 - (H) 年齢単位コード
「年齢単位DB」に登録されていること。
 - (I) 仕向国（地域）コード
「仕出国（地域）DB」に登録されていること。
 - (J) 輸送形態コード
「輸送形態DB」に登録されていること。
 - (K) 搭載地コード
「搭載地DB」に登録されていること。
 - (L) 搭載港コード
入力された搭載港の先頭に「JP」を付加したコードが「搭載地DB」に登録されていること。
 - (M) 検査希望場所コード
「動物係留検査場所DB」に登録されていること。
 - (N) 荷送人コード
「荷受荷送人DB」または「法人番号管理DB」に登録されていること。

5. 処理内容

(1) 入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「00000-00000-00000」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「00000-00000-00000」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。（エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。）

(2) 申請番号の払い出し処理

輸出動物検査申請事項の登録の場合は、申請番号をシステムで自動付与する。付与される申請番号は、2桁の英字（申請先動物検疫所コード）+1桁の英字（輸出）+7桁の数字（7桁の数字のうち下1桁が枝番）である。（入力された申請先動物検疫所コードを申請番号の上2桁に払い出す）

(3) 輸出動物検査申請DB処理

(A) 輸出動物検査申請事項の登録の場合

入力項目及び処理結果を新規登録する。

(B) 輸出動物検査申請事項の訂正の場合

入力項目及び処理結果を、登録されている「輸出動物検査申請DB」に更新する。

(C) 変更承認後の輸出動物検査申請事項の登録の場合

入力項目及び処理結果を、登録されている「輸出動物検査申請DB」に更新する。

(4) 出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

6. 出力情報

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者
輸出動物検査申請事項登録応答情報	なし	入力者

7. 特記事項

①各名称は、「無符号（バスケットコード）」のコード以外でDBに存在するコードが入力された場合は、名称に何らかの入力があっても、DB上に登録されているコードに対応する名称を上書き出力する。ただし、荷送人氏名、荷送人住所については、入力された名称に上書き出力は行わない。

②「申請先動物検疫所」は、一度でも申請番号が払い出された申請を処理する場合、入力不可とする。